

平成25年10月

当協会会員に関する表示等の再発防止について

一般社団法人日本ホームヘルス機器協会



当協会は、家庭用医療機器等の技術の向上と品質・有効性・安全性の確保、流通及び販売の適正化を図ることにより、国民の健康の自主的な保持増進と家庭用医療機器産業等の健全な発展に寄与し、国民福祉の向上に貢献することを目的として事業活動を行っています。

さて、平成25年10月17日、当協会の会員であった株式会社ヘルスの表示等が、消費者庁から不当景品類及び不当表示防止法(以下「景品表示法」という。)第4条第1項の規定により、禁止されている同項1号に違反する不当な表示を行っていたとして、同法第6条に基づく措置命令を受けました。

当協会では、今回の消費者庁からの景品表示法による措置命令を真摯に受け止め、会員企業によるすべての表示等について、あらためて法令等の指針を厳守することを周知、再徹底するとともに、チェック体制を充実させ、再発防止に努めてまいります。

なお、株式会社ヘルスからは、平成25年9月11日付けで当協会あてに自主的に退会届が提出され、10月11日付けの理事会において退会が承認されています。